

越前市地域公共交通会議からの事務移管について

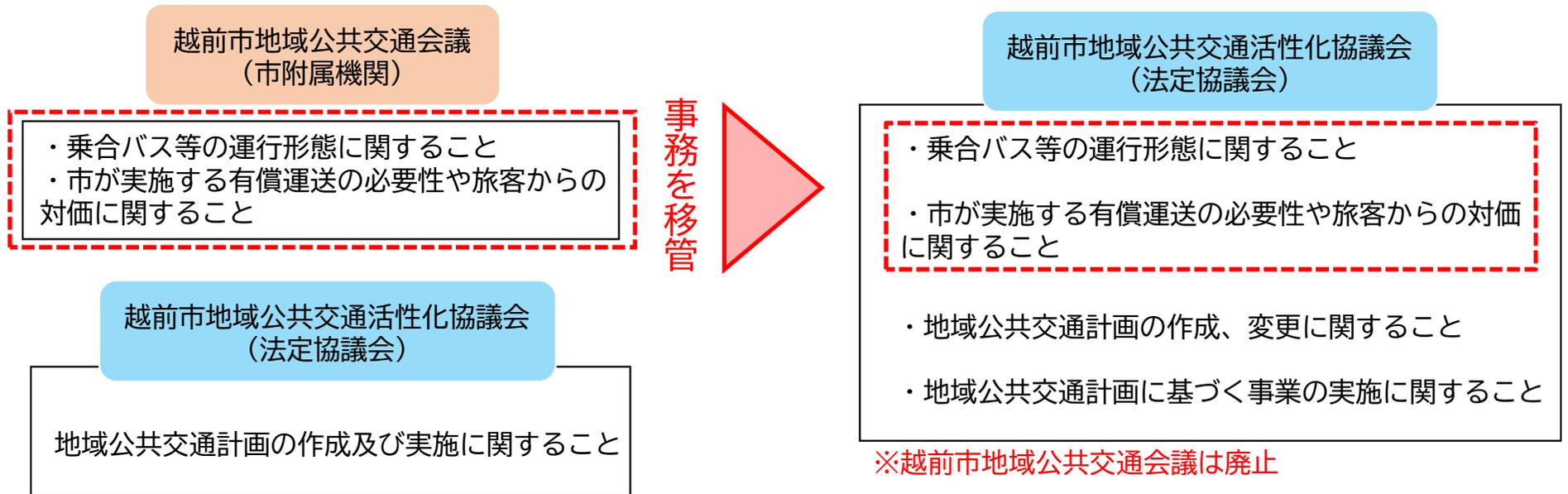
1 事務を移管する理由

令和7年度から、越前市地域公共交通計画に基づき、越前市地域公共交通活性化協議会にて事業を実施することになるため、越前市地域公共交通会議で行ってきた担当事務を、法定協議会である越前市地域公共交通活性化協議会へ移管し、公共交通事業全般に関する協議や事業を統一的かつ効果的に行う。

<令和7年度～>

2 事務移管のイメージ

<現在>



3 改正日

令和7年4月1日

越前市地域公共交通会議からの事務移管について

4 越前市地域公共交通会議及び越前市地域公共交通活性化協議会の比較

	越前市地域公共交通会議	越前市地域公共交通活性化協議会
設置根拠	越前市附属機関設置条例第2条	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条
担任意務	公共交通の利用促進及び活性化施策等に関する調査審議	地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様等に関する事項 ・ 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項 ・ 地域公共交通計画の実施に関する協議や同計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
開催	年2～4回	年5回（令和6年度）
メリット	協議が整った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可手続きの標準処理期間の短縮 	協議が整った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画の策定、変更、同計画実施への許認可手続きの簡素化
対象となる交通モード	乗合バス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送	地域の公共交通全般
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民または利用者の代表 ・ 学識経験を有する者 ・ 福井運輸支局長またはその指名する者 ・ 福井県の関係行政機関の職員 ・ 旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員 ・ 市議会議員 ・ 市職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民または利用者の代表者 ・ 学識経験を有する者 ・ 国、県の関係行政機関の職員 ・ 公安委員会 ・ 道路管理者 ・ 公共交通事業者等及びその組織する団体の代表者 ・ 市 ・ その他市が必要と認める者
事業の実施	行えない	行える